

## 検討項目

### 「首都圏7大学の経営改善の取組状況及び

#### 施設管理運営業務、図書館運営業務の現状と課題について」

## 1. 国立大学法人 東京学芸大学」

### 委員等のコメント

- 各種の施設管理業務を包括化して、コンソーシアムを組む大きな企業体に包括的に発注すると、最初は全体のマネジメント部分を上積みして見積価格を提示してくるので個別業務よりも高くなるものだが、企業側と費用削減のための直接交渉をきちんと行えば、当初の個別発注よりも低い価格に落ち着くもの。
- 施設管理業務の包括化・複数年度契約のメリットは、①費用を1割から2割削減できること、②全体の事務の流れとそのマネジメントの仕方が明らかになり効率的な管理が可能となること、③個々の職員にコスト意識が芽生えること。
- コピー機のレンタルの一括発注は費用削減効果が大きいし、さらにコピー機（物品）の調達から「コピー機能（役務）の調達」へと根本的に契約内容を変えて効果をあげた事例もある。貴学では既に行っているのか否か？
- 私立大学の経営の場合、付属の小学校等の経営改革を行うと大学全体の経営改善に効果が出るが、国立大学の場合も付属の機関の経営努力が大学の経営改善につながる仕組みをつくることはできないのか。
- 「教育系大学は、総人件費の抑制を求めると、生徒数相応の教師が必要な付属学校の人件費の削減が困難なために大学本体の人件費を更に削減しなければなくなる」という問題を抱えている」との説明は理解する。
- 国立大学法人として経営改革を行うためには、経営協議会の活性化が不可欠である。また、そこにビジネスのわかる人が入ると改革が進む。
- 経営改革には内規の見直しの視点も重要。東京大学の経営改革の際に、改革を行おうとすると「内規があるのでできない。」と職員にいわれることがあった。だが、その内規の中身の多くは法人化前と同じもので、法人化前はきちんと法律の根拠があったものの、法人化後は法律の根拠のない内規にすぎないということもよくあった。
- 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」は、中小企業が包括

化契約のコンソーシアムの一部である場合も中小企業の参加を実績としてカウントしてくれるのかを確かめる必要がある。国鉄改革の際には、当局が経営危機に直面した国鉄にコストの高い中小企業の受注を義務付けようとしたことに対して異議を唱えた前例があるので、大学も経営状況が厳しいのであればその旨を当局に明確に伝える工夫も考えた方がよいのではないか。

- 「中央省庁の少額の随意契約の上限が 100 万円であることに對し、貴学の上限が 500 万円であるのは見直しが必要ではないか」という内閣府の指摘に対し、合理的な理由があるのであれば明確にした方がよいのではないか。
- 「エレベーターの保守契約をメーカーと行うのは是正すべきでは」という内閣府の指摘に関しては、メーカーは必ずメーカーが管理した方が安全である、と大学の契約担当者に主張してくる。契約担当者は事故の際の責任問題を恐れるので、最終責任は担当者にではなく大学にあることを明らかにして担当者の負担に配慮すること、メーカーも入れた一般競争入札とすることが重要であり、そうすれば価格は下がるもの。
- 清掃業務等が個別に単年度契約となっているのは一括した契約を検討すべきではないか。
- 図書館業務については、「利用者の教育」機能等としてすべての業務に大学としての専門性を求めるのではなく、大学固有の維持すべき機能を選別すること、また、正規職員が行うべきとしている業務は本当に民間にノウハウが無いのかを確認することが重要。
- 大学施設を外部企業や試験、映画等の撮影等に貸し出す試みはどの程度行っているのか。
- 飲料販売機の設置が複数の企業で行われている場合は大学に何のメリットもない。一旦、すべての関係をキャンセルし、一括導入の入札を行うべきである。入札では大学側から様々な飲料等の要求も可能であるし、企業側が契約更改の場合の資金提供等を申し出てくることもある。生協との関係が問題となる場合は、生協を入札に参加させることも考えられるのではないか。
- 教育関係の大学としては寄付金等収益が大きいがどのような努力がなされているのか？
- 教育研究の充実が重要な一方で、人件費や一般管理費が増大し、運営交付金も見直し対象となる厳しい環境の中でご苦労されているが、これからも経営の効率化のための見直しを進めていただきたい。